

令和3年8月30日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第122号

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標
識の設置に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

建設緑政局

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の趣旨

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年6月11日法律第77号）第38条第3項及び第45条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置について必要事項を定めるもの。

2 改正概要

特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の制定（令和3年5月10日公布）により新たな条項が追加され、条数に変更が生じたことに伴い、法律を引用する本市の条例について所要の整備を行うもの。

3 施行期日

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例 平成24年12月14日条例第92号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。） 第38条第3項及び第45条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(雨水貯留浸透施設の標識の設置)</p> <p>第3条 雨水貯留浸透施設及びの標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、<u>法第39条</u>第1項の規定に基づき、あらかじめ、市長の許可を要すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保全調整池の標識の設置)</p> <p>第4条 保全調整池の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、<u>法第46条</u>第1項の規定に基づき、あらかじめ、市長に届出を要すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>○川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例 平成24年12月14日条例第92号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。） 第17条第3項及び第24条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(雨水貯留浸透施設の標識の設置)</p> <p>第3条 雨水貯留浸透施設及びの標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、<u>法第18条</u>第1項の規定に基づき、あらかじめ、市長の許可を要すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保全調整池の標識の設置)</p> <p>第4条 保全調整池の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、<u>法第25条</u>第1項の規定に基づき、あらかじめ、市長に届出を要すること。</p> <p>2 (略)</p>

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日号外法律第七十七号）（抄）（第一条関係）
新旧対照条文

改正後	改正前
<p>（工事完了の検査等）</p> <p><u>第三十八条</u> <u>第三十条</u>の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を<u>都道府県知事等</u>に届け出なければならない。</p> <p>2～8（略）</p> <p>（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可）</p>	<p>（工事完了の検査等）</p> <p><u>第十七条</u> <u>第九条</u>の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を<u>都道府県知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>2～8（略）</p> <p>（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可）</p>
<p><u>第三十九条</u> 前条第二項の検査の結果<u>第三十二条</u>の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為をする者は、あらかじめ、<u>都道府県知事等</u>の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。）</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（標識の設置等）</p>	<p><u>第十八条</u> 前条第二項の検査の結果<u>第十一条</u>の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、<u>都道府県知事</u>の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。）</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（標識の設置等）</p>
<p><u>第四十五条</u> <u>都道府県知事等</u>は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。次項において準用する<u>第三十八条</u>第六項から第八項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（行為の届出等）</p>	<p><u>第二十四条</u> <u>都道府県知事</u>は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。次項において準用する<u>第十七条</u>第六項から第八項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（行為の届出等）</p>
<p><u>第四十六条</u> 保全調整池について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を<u>都道府県知事等</u>に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限り</p>	<p><u>第二十五条</u> 保全調整池について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を<u>都道府県知事</u>に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限り</p>

でない。

一～四 (略)

2～4 (略)

ない。

一～四 (略)

2～4 (略)